

社会福祉法人福島県社会福祉協議会会長 ボランティア功労表彰要綱

(趣 旨)

第1 社会福祉に関するボランティア活動を率先して行っているもの、又は多年にわたりボランティア活動への支援を行っているものであって、その功績が特に顕著であると思われるものに対し、社会福祉法人福島県社会福祉協議会会長（以下「県社協会長」という。）が、これを表彰又は感謝の意を表しようとするときは、この要綱の定めるところによる。

(表彰、感謝の方法)

第2 この要綱による表彰又は感謝は、福島県社会福祉大会の席上で行うものとする。

(表彰、感謝の基準日)

第3 表彰又は感謝に該当する候補者の活動期間の算定期間は、当該年度の4月1日現在で算定する。

(表彰該当の資格)

第4 表彰は、原則として福島県社会福祉大会会長（以下「大会会長」という。）の感謝、従前のふくしまボランティアフェスティバルにおける社会福祉法人福島県社会福祉協議会会長（以下「ボランティア県社協会長」という。）の感謝又は本要綱第5の感謝を受け、次の各号のいずれかに該当するもののうちから行う。

(1) 個人

過去8年以上にわたり、社会福祉に関するボランティア活動を行い、その功績が顕著なもの。

(2) 団体

過去8年以上にわたり、社会福祉に関するボランティア活動を行い、その功績が顕著なもの又はそのボランティア活動を積極的に支援しているもの。

2 前項の定めにかかわらず次の各号のいずれかに該当するものは、表彰から除くものとする。

(1) 社会福祉事業関係で、春秋叙勲、藍綬褒章又は黄綬褒章を受けたもの。

(2) 社会福祉事業関係で、厚生労働大臣、福島県知事（以下「県知事」という。）、全国社会福祉協議会長（以下「全社協会長」という。）、中央共同募金会長（以下「中央共募会長」という。）、大会会長、県社協会長またはボランティア県社協会長の表彰を受けたもの。

(感謝該当の資格)

第5 感謝は、次の各号のいずれかに該当するもののうちから行う。

(1) 個人

過去5年以上にわたり、社会福祉に関するボランティア活動に定期的かつ積極的に取り組んでいるもの。

(2) グループ、団体

過去5年以上にわたり、社会福祉に関するボランティア活動に定期的かつ積極的に取り組み又はそのボランティア活動を積極的に支援しているもの。

- 2 前項の定めにかかわらず次の各号のいずれかに該当するものは、感謝から除くものとする。
- (1) 社会福祉事業関係で、春秋叙勲、藍綬褒章又は黄綬褒章を受けたもの。
 - (2) 社会福祉事業関係で、厚生労働大臣、県知事、全社協会長、中央共募会長、大会会長、県社協会長、ボランティア県社協会長の表彰または感謝を受けたもの。

(候補者の推薦手続き)

第6 表彰及び感謝に該当するものの候補者の推薦は、各市町村社会福祉協議会長とする。

- 2 前項の定めにかかわらず、県社協会長は候補者を選ぶことができる。
- 3 推薦は、別紙様式により県社協会長宛行うものとする。

(審査)

第7 表彰又は感謝該当者を審査するため、県社協会長が委嘱する審査委員若干名をもって組織する表彰審査委員会をおく。

- 2 審査委員の任期は1年とする。

(決定)

第8 県社協会長は、表彰審査委員会の答申に基づき、表彰又は感謝該当者を決定し、推薦者に通知するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 ふくしまボランティアフェスティバルにおける社会福祉法人福島県社会福祉協議会会長表彰要綱（平成8年8月8日適用）は、廃止する。